

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 救急医療機関の申出事項の変更……………
- ………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………
- 東京都指定文化財の指定等……………
- ………(東京都文化財課)……………
- 警察署協議会委員の委嘱……………
- ………(警察庁警務部警務課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………
- 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………

告示

○公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等……………(下水道局)……………

●東京都告示第四百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第十八号次大 夫掘緑地

三 事業施行期間 平成二十七年三月十六日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 世田谷区喜多見五丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第四百六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十条第九条第一項の規定に基づき稲城小田良土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称 稲城小田良土地区画整理組合

二 事業施行期間 平成二十四年十二月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区 稲城市大字坂浜字十三号、字十四号、字十五号、字十六号、字十七号、字十八号及び大字平尾字十号の各一部

四 事務所の所在地 稲城市坂浜千九百九十六番地二

五 設立認可の年月日 平成二十四年十二月二十五日

六 変更認可の年月日 平成二十七年三月十六日

●東京都告示第四百七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年三月十六日

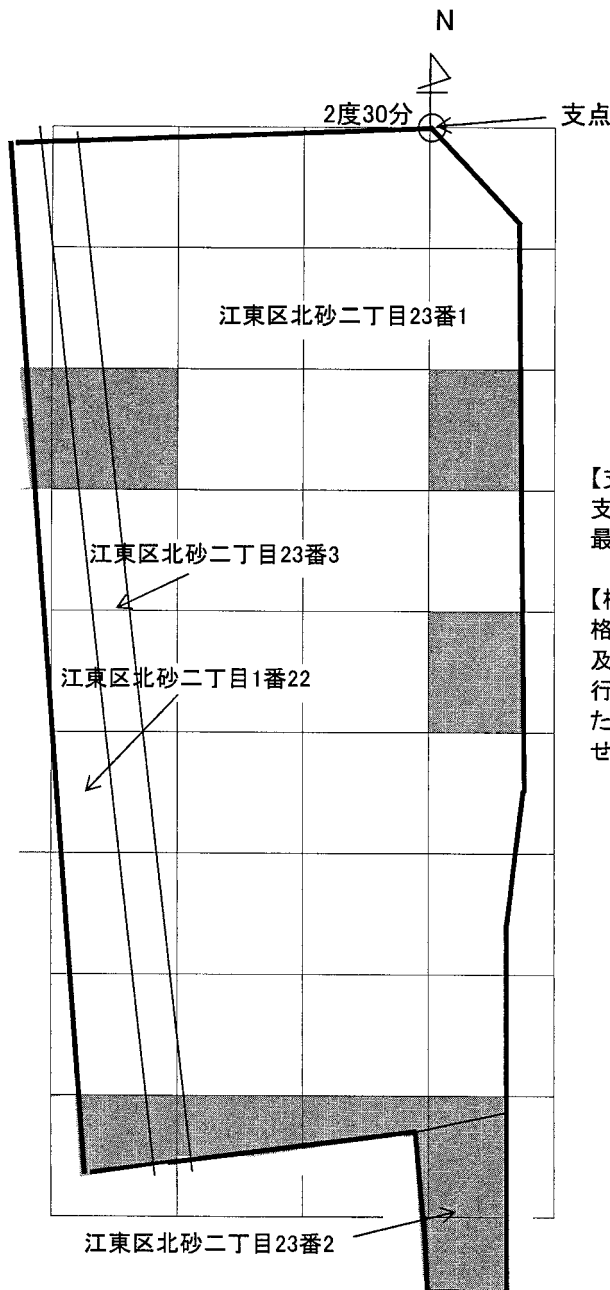
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区北砂二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【支点】

支点は、江東区北砂二丁目23番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 2度30分

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により、形成された格子を支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更所要届出区域

●東京都告示第四百八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称の変更

変更前	変更後	所在地	変更年月日
医療法人社 団広恵会春 山外科病院	医療法人社 団広恵会春 山記念病院	新宿区百人町一丁目二十四番五号	平成二十七年一月二十五日

●東京都告示第四百九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名

都道白山祝田町線

二 指定する区間 千代田区三崎町一丁目四番二十六地先から同区神田神保町二丁目二番四十六地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道白山祝田町線
千代田区三崎町一丁目～神田神保町二丁目

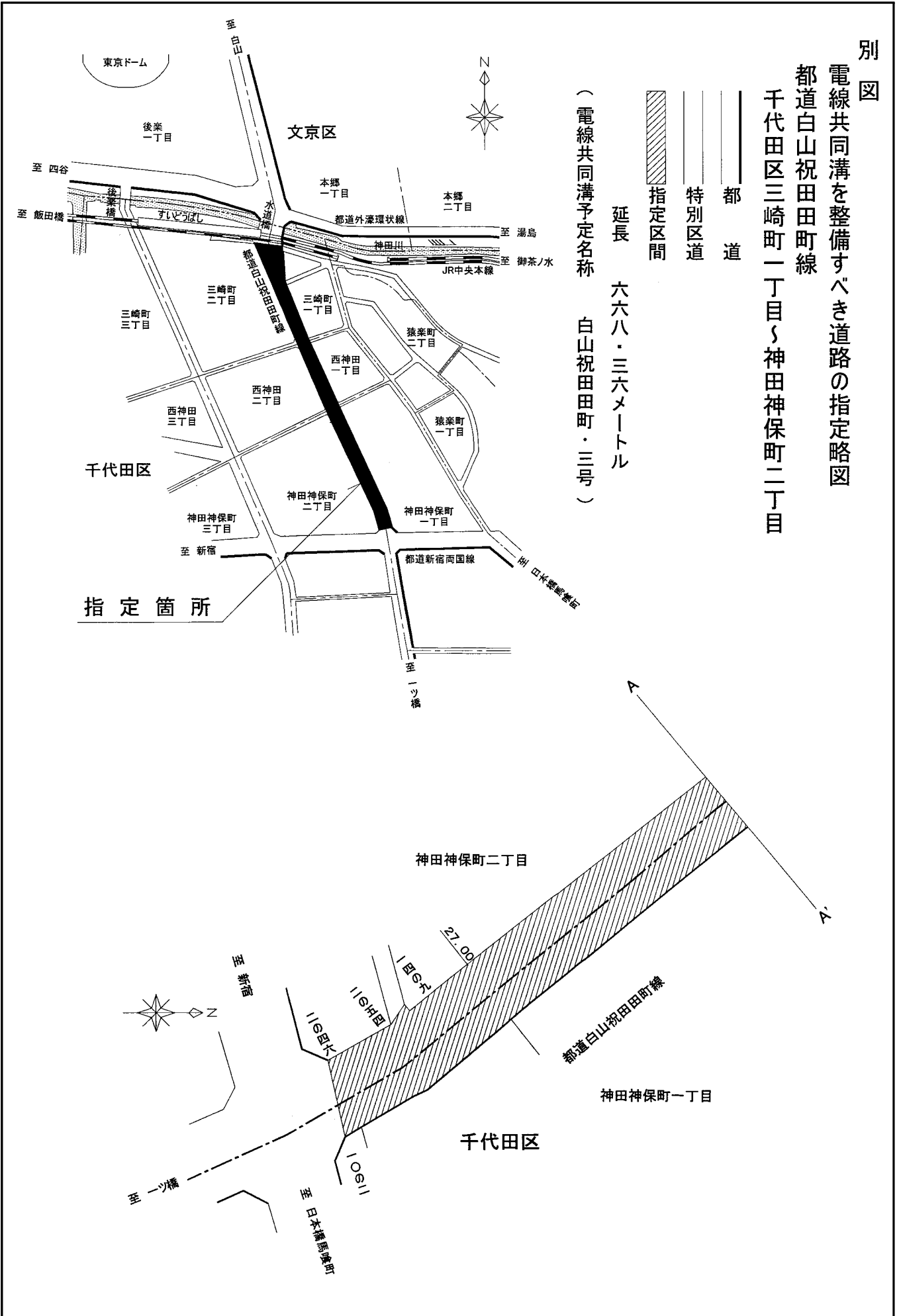
(電線共同溝予定名称 白山祝田町・三号)

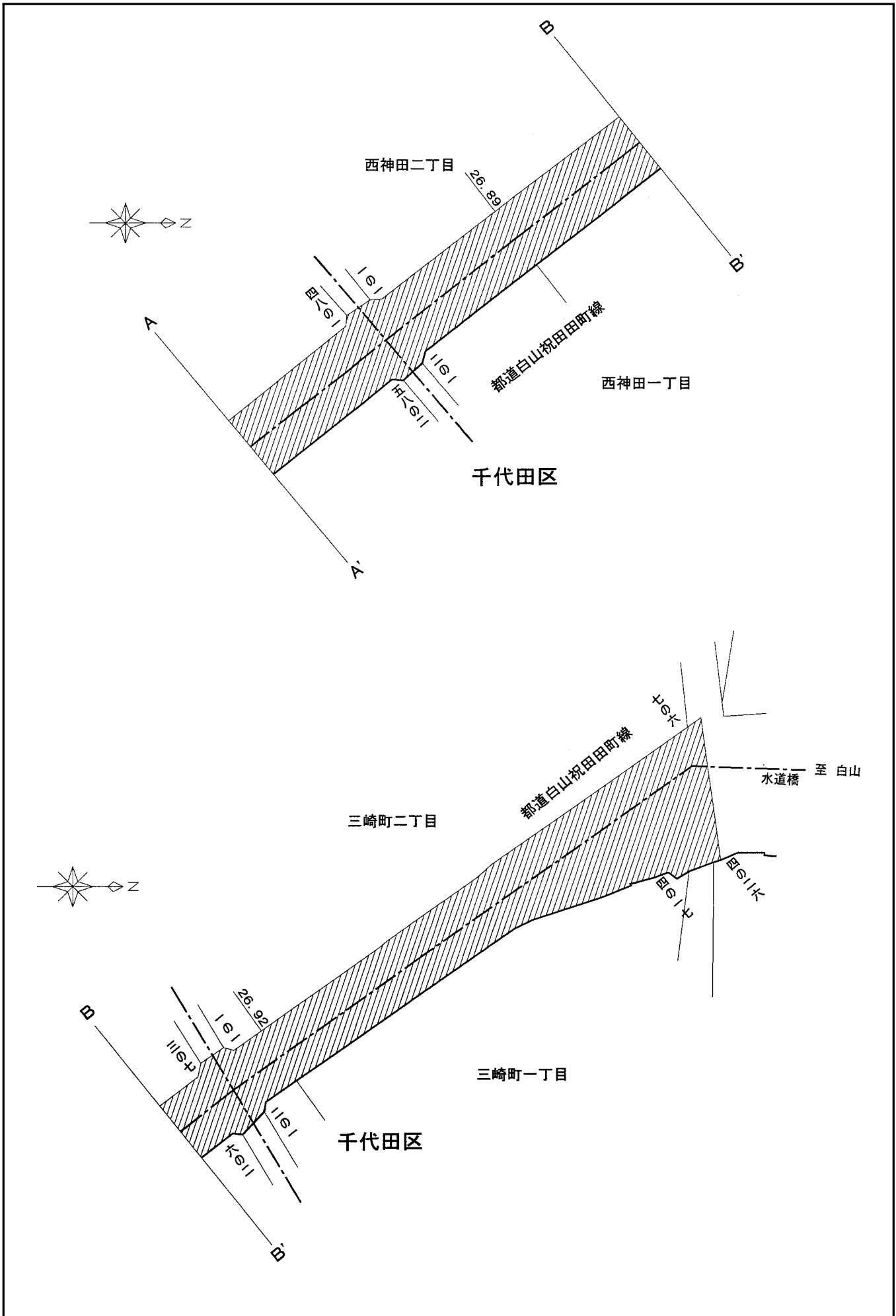
延長 六六八・三六メートル

指定区間

特別区道

都道





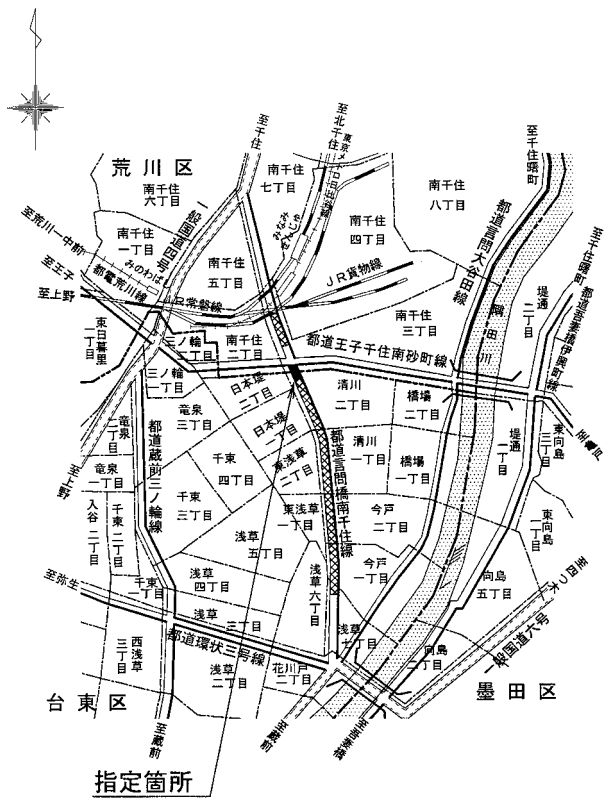
●東京都告示第四百十号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道言問橋南千住線 台東区日本堤二丁目～清川二丁目

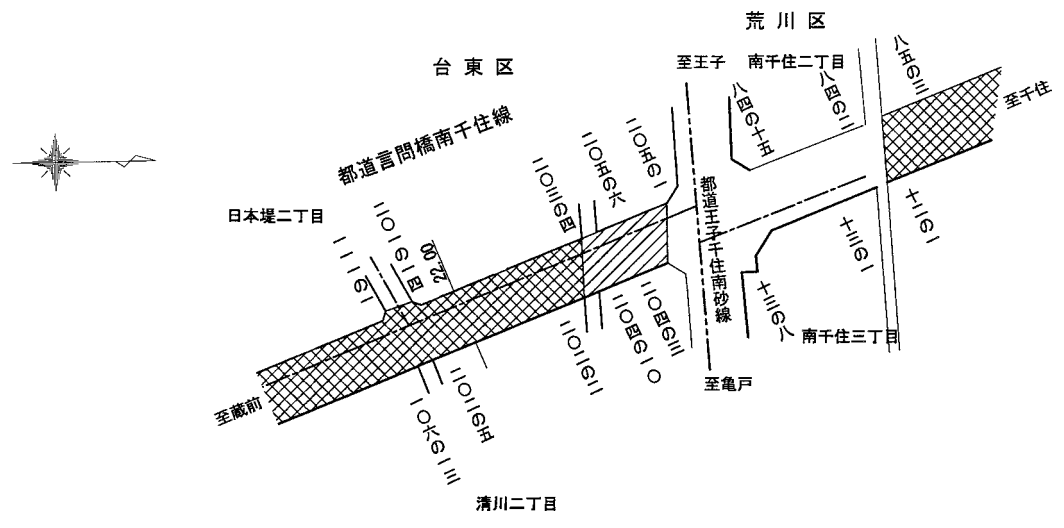


(電線共同溝予定名称 言問橋南千住・四号)



備すべき道路を次のように指定する。
平成二十七年三月十六日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名 都道言問橋南千住線

二 指定する区間
台東区日本堤二丁目二百三番四地先から同区清川二丁目二百四番三地先まで
三 指定の概要
別図表示のとおり



告示(教)

●東京都教育委員会告示第十一号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条、第五条、第二十一条、第二十六条及び第三十三条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定等を行う。

平成二十七年三月十六日

東京都教育委員会

一 新たに指定するもの

種別 名称、員数、所在地、指定区域等 所有者又は保持者

東京都指定有形文化財(建造物) 旧崇源院霊屋宮殿 一基 八角円堂(変形六角)、一重、柿葺、建築面積〇・七〇平方メートル 目黒区中目黒五丁目千六百七番地一 祐天寺 宗教法人祐天寺

東京都指定有形文化財(建造物) 旧前川家住宅主屋 一棟 木造二階建、切妻造、棧瓦葺、建築面積百一・五五平方メートル、延床面積百二十六・〇一平方メートル 小金井市桜町三丁目七番地一 江戸東京たてもの園内 人里の獅子舞 人里獅子舞保存会

東京都指定無形民俗文化財(民俗芸能) 境の獅子舞 境獅子舞保存会 東京都指定史跡 下宅部遺跡 東村山市多摩湖町四丁目三

番一のうち、二千五百八・四二平方メートル

二 既に指定しているものに追加して指定するもの

種別 名称、員数、所在地、指定区域等 所有者 東京都指定有形文化財(考古資料) 下宅部遺跡漆工関連出土品 東村山市二百三十三番地 附 縄文土器 十六点 東村山市諏訪町一丁目六番三号 東村山ふるさと歴史館

東村山市野口町三丁目四十八番一号 東村山市八国山たいけんの里 (旧五十八点。附二十点)

三 指定が解除されたもの

種別 名称、員数、所在地、指定区域等 所有者

東京都指定有形文化財(歴史資料) 東京府及び東京市関連行政文書 三万三千四十二点 世田谷区玉川一丁目二十番一号 東京都公文書館 平成二十六年八月二十一日 東京都

四 指定及び保持者の認定が解除されたもの

種別 名称、員数、所在地、指定区域等 解除された日 保持者 東京都指定無形文化財(工芸技術) 日本刀研磨技術 平成二十六年十月二十三日 本阿彌道弘(雅号 光洲) 大田区上池台二丁目十番十七号

五 保持者の認定が解除されたもの

種別 名称、員数、所在地、指定区域等 解除された日 保持者 東京都指定無形文化財(工芸技術) 軍道紙 平成二十六年 高野 源吾 あきる野市乙 三月十九日 津二百六十六番地

告示(公)

●東京都公安委員会告示第100号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、平成27年2月27日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成27年3月16日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

記

警察署協議会名 氏名

警視庁神田警察署協議会 井出 裕久

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年三月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年三月十六日

- 東京都知事 舛 添 要 一
- 一 店舗名 イオンモール多摩平の森
 - 二 店舗所在地 日野市多摩平二丁目四番一ほか
 - 三 設置者名 イオンモール株式会社
 - 四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
 - 五 変更前の店舗名 (仮称)イオンモール多摩平の森
 - 六 変更後の店舗名 イオンモール多摩平の森
 - 七 変更前の設置者の代表者名 岡崎 双一
 - 八 変更後の設置者の代表者名 吉田 昭夫
 - 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社
 - 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか六十名
 - 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社
 - 十二 変更前の小売業者の代表者名 梅本 和典
 - 十三 変更後の小売業者の代表者名 岡崎 双一

- 十四 変更日 平成二十七年二月一日ほか
- 十五 届出日 平成二十七年二月二十六日
- 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十七 縦覧期間 平成二十七年三月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

- 東京都知事 舛 添 要 一
- 一 店舗名 (仮称)オーケー三鷹上連雀店
 - 二 店舗所在地 三鷹市上連雀八丁目十二番一ほか
 - 三 設置者名 横山 敏子
 - 四 意見
 - ア 聴取者 三鷹市長
 - イ 概要 意見なし
 - ウ 収受日 平成二十七年三月二日
 - 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

- 六 縦覧期間 平成二十七年三月十六日から同年四月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

第一輸送株式会社代表取締役五十嵐和代から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月三日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十六日

- 東京都知事 舛 添 要 一
- 一 事件 自治労・公共サービス清掃労働組合第一支部の争議行為に対抗する件
 - 二 日時 平成二十七年三月十七日以降問題解決に至るまでの間
 - 三 場所及び所在地 第一輸送株式会社 足立区加賀一丁目十二番九号
 - 四 種類 事業所閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為(以上原文のまま掲載)
- 公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等について
- 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第六項

において準用する同条第一項の規定に基づき、公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号)第三条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告の日から一週間以内に、東京都下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

平成二十七年三月十六日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

- 一 事業計画の名称 東京都公共下水道
- 二 事業計画を変更しようとする予定処理区域

千代田区

九段北一丁目、九段北四丁目、富士見二丁目、飯田橋一丁目、飯田橋二丁目、飯田橋三丁目、飯田橋四丁目、北の丸公園、九段南一丁目、一ツ橋一丁目、大手町一丁目、皇居外苑、日比谷公園、霞が関一丁目、内幸町一丁目、内幸町二丁目、外神田一丁目、外神田二丁目、外神田三丁目、外神田四丁目、外神田五丁目、外神田六丁目、丸の内一丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目及び神田淡路町二丁目各地先

中央区

日本橋人形町一丁目、日本橋人形町二丁目、日本橋蛸殻町一丁目、日本橋小網町、日本橋茅場町一丁目、日本橋兜町、日本橋一丁目、八重洲一丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目及び新富一丁目各地先並びに勝どき五丁目地内

港区

赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、虎ノ門一丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、三田一丁目、三田二丁目、三田三丁目、芝三丁目、芝五丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、港南二丁目、白金一丁目、白金二丁目、白金三丁目、白金四丁目、白金五丁目、白金六丁目、高輪一丁目及び高輪二丁目各地先並びに港南一丁目及び港南三丁目各地内

新宿区

大久保二丁目、大久保三丁目、高田馬場一丁目、高田馬場二丁目、高田馬場三丁目、高田馬場四丁目、西早稲田一丁目、西早稲田二丁目、西早稲田三丁目、市谷本村町、市谷八幡町、市谷田町一丁目、市谷田町二丁目、市谷田町三丁目、市谷船河原町、神楽坂一丁目、戸塚町一丁目、西新宿四丁目、西新宿五丁目及び百人町四丁目各地先並びに上落合一丁目地内

文京区

関口一丁目、千石一丁目、千石二丁目、千石三丁目、千石四丁目、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目、白山五丁目、西片一丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、小石川五丁目、本郷一丁目、本郷四丁目、春日一丁目、後楽一丁目、大塚三丁目、大塚四丁目、千駄木二丁目、根津二丁目、湯島三丁目、湯島四丁目及び本駒込五丁目各地先

台東区

谷中一丁目、谷中二丁目、上野公園、池之端一丁目、池之端二丁目、上野一丁目及び上野三丁目各地先

墨田区

八広一丁目、八広二丁目、八広五丁目、立川四丁目、菊川二丁目、菊川三丁目、横川一丁目、横川二丁目、横川三丁目、横川四丁目、本所四丁目、東駒形四丁目、吾妻橋三丁目、堤通一丁目、堤通二丁目、墨田一丁目、墨田二丁目、墨田五丁目、東向島二丁目、東向島三丁目、東向島四丁目、立花二丁目、立花三丁目、立花四丁目及び立花三丁目各地先並びに立花五丁目地内

江東区

東陽三丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、木場一丁目、木場三丁目、木場四丁目、木場

品川区

六丁目、塩浜二丁目、枝川二丁目、潮見一丁目、辰巳一丁目、大島五丁目、大島七丁目、大島八丁目、森下四丁目、森下五丁目、白河三丁目、白河四丁目、三好三丁目、三好四丁目、平野三丁目、平野四丁目、亀戸七丁目、亀戸八丁目、北砂四丁目、北砂五丁目、北砂六丁目、北砂七丁目、南砂二丁目、南砂三丁目、南砂四丁目、南砂五丁目、南砂六丁目、南砂七丁目、新砂一丁目、新砂二丁目、東砂八丁目、夢の島三丁目、新木場一丁目及び新木場四丁目各地先並びに新砂三丁目、青海四丁目、東陽七丁目、大島六丁目、東雲二丁目、青海三丁目地先中央防波堤内側埋立地及び青海三丁目地先中央防波堤外側埋立地各地内

目黒区

大井一丁目、大井二丁目、大井三丁目、大井四丁目、南大井一丁目、南大井四丁目、荏原五丁目、荏原六丁目、荏原七丁目、旗の台一丁目、旗の台二丁目、旗の台三丁目、旗の台四丁目、中延五丁目、中延六丁目、二葉一丁目、二葉二丁目、二葉三丁目、二葉四丁目、西大井一丁目、西大井二丁目、西大井五丁目、西大井六丁目、東大井二丁目、東大井三丁目、東大井五丁目、東大井六丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目、東五反田二丁目、北品川二丁目、北品川三丁目、北品川四丁目、北品川五丁目及び東品川一丁目各地先

大田区

南一丁目、原町一丁目、原町二丁目、碑文谷一丁目、目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、五本木一丁目、上目黒一丁目、上目黒二丁目、上目黒三丁目、上目黒四丁目、上目黒五丁目、中目黒一丁目及び中目黒二丁目各地先

山王三丁目、山王四丁目、東馬込一丁目、東馬込二丁目、南馬込三丁目、中央一丁目、中央四丁目、北千束一丁目、北千束三丁目、

世田谷区
南千束一丁目、南千束二丁目、上池台一丁目、上池台二丁目、上池台三丁目、上池台五丁目、東雪谷四丁目、東雪谷五丁目、仲池上一丁目及び仲池上二丁目各地先
桜新町二丁目、弦巻一丁目、弦巻二丁目、弦巻三丁目、弦巻四丁目、駒沢二丁目、上馬一丁目、上馬二丁目、上馬四丁目、上馬五丁目、三軒茶屋一丁目、三軒茶屋二丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目及び野沢一丁目各地先

渋谷区
渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、東一丁目、東二丁目、東三丁目、広尾一丁目、広尾五丁目、恵比寿二丁目、恵比寿三丁目、笹塚二丁目、笹塚三丁目、幡ヶ谷三丁目、本町三丁目、本町四丁目及び本町五丁目各地先
中野区
本町一丁目、中野三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目及び東中野一丁目各地先

杉並区
和泉一丁目、方南一丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷南二丁目、高円寺南一丁目、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目及び高円寺南五丁目各地先
豊島区
上池袋四丁目、西巣鴨一丁目、北大塚一丁目、北大塚二丁目、北大塚三丁目、南大塚一丁目、南大塚二丁目、駒込一丁目、駒込三丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、巣鴨五丁目、要町一丁目、要町二丁目、要町三丁目、千早二丁目、池袋三丁目及び西池袋五丁目各地先

北区
赤羽台一丁目、赤羽台二丁目、赤羽台三丁目、赤羽台四丁目、赤羽三丁目、岩淵町、赤羽西二丁目、赤羽西三丁目、赤羽西五丁目、赤羽西六丁目、岸町一丁目、王子一丁目、桐ヶ丘一丁目、桐ヶ丘二丁目、滝野川四丁目、滝野川七丁目、田端三丁目、西ヶ

板橋区
原四丁目、十条台一丁目、王子本町一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、豊島三丁目、豊島四丁目、西が丘二丁目、西が丘三丁目、上十条五丁目、十条仲原四丁目、赤羽南二丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、志茂一丁目及び志茂三丁目各地先
練馬区
南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目及び南大泉四丁目各地先
足立区
千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住河原町、千住仲町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住関屋町、宮城一丁目、小台一丁目及び小台二丁目各地先並びに綾瀬七丁目、千住桜木一丁目、千住曙町及び宮城二丁目各地内

江戸川区
興宮町、本一色二丁目、本一色三丁目、松本一丁目、中央一丁目、中央三丁目、中央四丁目及び松島一丁目各地先並びに臨海町一丁目、臨海町六丁目及び松島二丁目各地内

三 工事の着手年月日及び完成予定年月日
着手年月日 昭和三十二年四月一日
完成予定年月日 平成三十二年三月三十一日
四 意見の申出先
東京都下水道局計画調整部事業調整課(東京都庁第二本庁舎七階)
電話番号 ○三(五三二〇)六五三四

発行所
東京印刷株式会社
東京都文京区小石川一丁目三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 112-0002

発行所
東京印刷株式会社
東京都文京区小石川一丁目三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 112-0002
定価
三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所
東京印刷株式会社
東京都文京区小石川一丁目三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 112-0002

